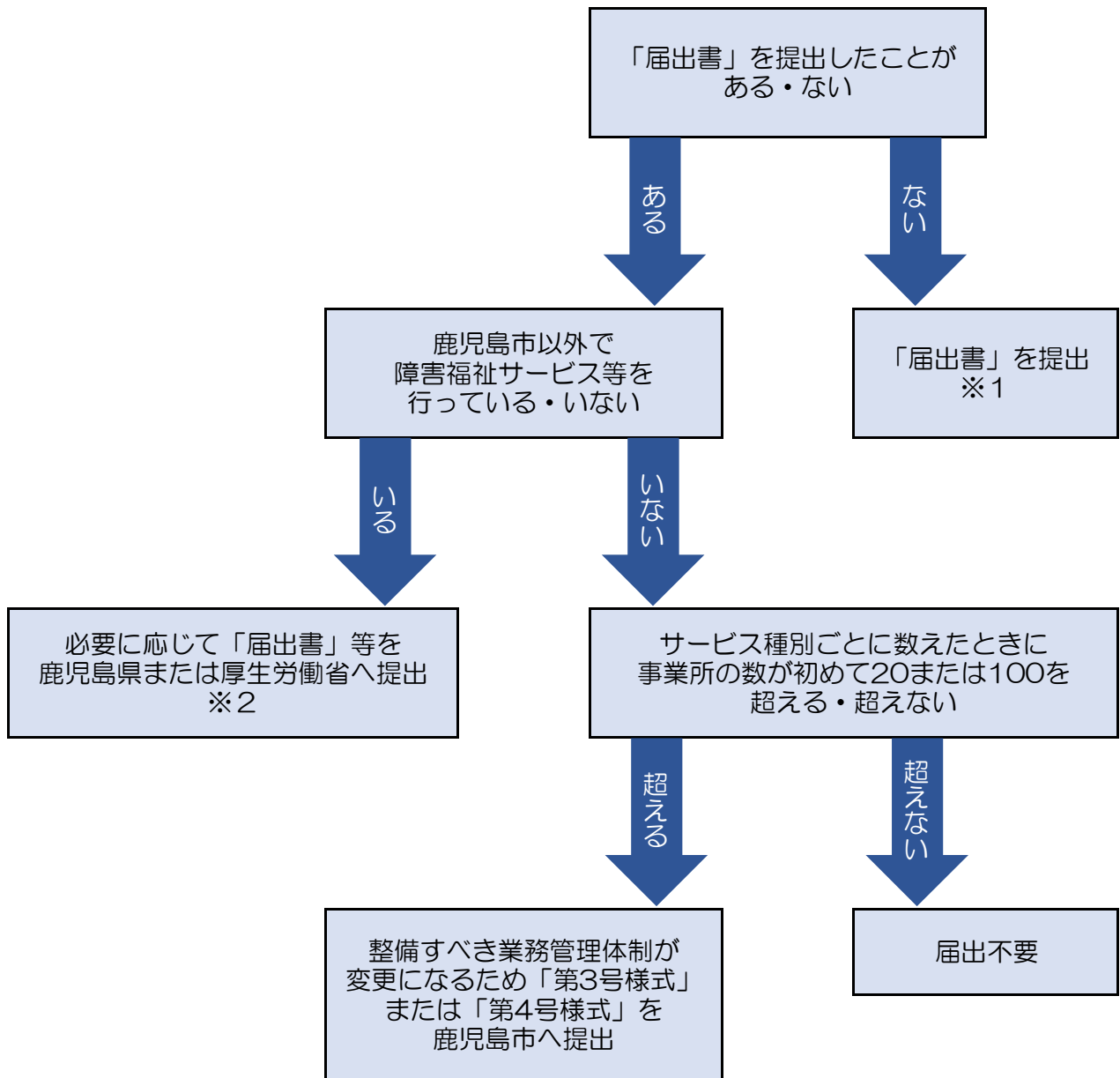


指定申請に係る業務管理体制の整備事項の届出（フロー図）



※1 法令の区分ごとに、指定を受けている事業所の所在地に応じて下記の届出先へ提出すること。なお、提出書類については届出先にご確認ください。
（鹿児島市へ提出する場合は、「第1号様式」または「第2号様式」を使用）

	事業所の所在地	届出先
①	すべての事業所が、鹿児島市内に所在する場合	鹿児島市
②	すべての事業所が、鹿児島県内に所在する場合（上記①を除く）	鹿児島県
③	すべての事業所が、複数の都道府県に所在する場合	厚生労働省

※2 必要に応じて届出先区分や届出事項の変更を行うこと。

※ 鹿児島県または厚生労働省が届出先になる場合は、届出書等の写しを鹿児島市へ提出してください。

（参考）整備すべき業務管理体制とは・・・

- すべての事業者：法令遵守責任者の選任
- 事業所の数が20以上の事業者：上記に加え、法令遵守規程の整備
- 事業所の数が100以上の事業者：上記に加え、業務執行の状況の監査を定期的を実施